

博物館等の国際交流の促進事業委託業務（実施事業）の公募に係るQ & A

(令和3年9月22日現在)

NO	問	答
1	<p>実行委員会を立ち上げ、本事業の採択を受けた場合、実行委員会の構成員である事業者に業務を発注することはできますか。</p>	<p>実行委員会や協議会が事業者となり、その構成員及び構成団体又はその構成員に対する賃金（本事業を行うために新規に雇用する場合の賃金を除く。）・報償費の支払い、業務の発注を行うことは全て内部支出に当たり、本事業の対象となりません。また、構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む）への支出も本事業の対象となりません（ただし旅費は除きます）。（※図1）</p> <p>実行委員会等の構成員である事業者等への業務の発注が必要な場合は、本事業への申請者を実行委員会等以外の博物館の設置者等とし、当該事業者へ業務の発注を行うこと又は別途本事業を遂行するための実行委員会等を、当該事業者を構成員としない形で設立し、当該事業者へ業務の発注を行うことが考えられます。</p> <p>いずれの場合にあっても、発注先事業者の選定手続の透明性等に留意し、複数者の見積もりを採るなど、適切に業務の発注等を行ってください。</p>
2	<p>公募要領の「2.事業の趣旨」に記載されている「日本文化の発信機能の強化」における、「日本文化」の対象となるものは、日本で作られた作品等に限られるのか。</p>	<p>国内の博物館の館種や所蔵している資料・作品は様々であり、一律に日本で作られた作品のみが日本文化であるような定義付けをするものではありません。各事業者において日本文化の発信に資すると考えられる事業を計画して応募いただき、それらの事業計画を選定委員会にて審査し、採択事業者を選定することとしています。</p>
3	<p>公募要領の「5.事業期間、事業規模、採択予定数」に、事業規模が1件当たり1億5千万円とあるが、1億5千万円規模の事業でなければ応募できないのか。</p>	<p>事業規模が1億5千万円規模の事業でなくても応募いただくことは可能です。</p>
4	<p>システム・ソフトウェアの開発・改修等に係る経費が対象外とされているが、システムをコンテンツ的に製作・活用する場合も対象外なのか。</p>	<p>本事業は、文化庁の委託事業であり、委託事業で製作したものの所有権は文化庁に属することから、資産形成につながると考えられる経費は、対象経費とすることはできません。</p> <p>本事業において、システムやソフトウェアの開発・改修に係る経費を対象外としたのは、システム等が無形資産と考えられるためです。</p> <p>一方、レプリカやデジタルアーカイブなどのコンテンツも同様に資産と考えられますが、本事業では、国際交流に活用いただく目的で、例外的に対経費としているものです。</p> <p>対象経費の可否については、事業計画を確認し、上記の考え方により個々に判断させていただくことになります。</p>
5	<p>審査基準に「全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。」とあるが、どれくらいの比率なら適切なのか。</p>	<p>単純な比率で判断するものではなく、委託内容や金額等を総合的に、選定委員会において審査されることになります。</p>
6	<p>事業計画（案）を提出前に文化庁に確認してもらい、アドバイスを受けることはできるのか。</p>	<p>公募要領にも記載しているとおり、当該者のみが有利となるような質問等については回答できないため、アドバイスをすることもできません。</p> <p>質問についても、回答した内容をホームページに掲載し、公平性を確保するようにしています。</p>
7	<p>仕様書3④のシンポジウムは、各事業者が開催するものなのか。</p>	<p>本事業のシンポジウムについては、シンポジウム自体は文化庁が開催し、採択された事業者の皆様には、シンポジウムにご登壇いただき、実施された事業について報告いただく予定です。</p>

図1 【内部支出の禁止】

協議会・実行委員会の構成員及び構成団体又はその構成員に対する賃金・報償費の支払い，業務の発注は全て内部支出に当たり，本事業の対象とならない。また，構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む）への支出も本事業の対象とならない（ただし旅費は除く）。

